

浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の
促進に関する条例に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例(平成25年浜松市条例第70号。以下「条例」という。)及び浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例施行規則(平成25年浜松市規則第76号。以下「規則」という。)の施行について、必要な事項を定める。

(浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する協議会)

第2条 市は、条例に関する事務の連絡及び調整を行うため、浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(立入調査等)

第3条 職員は、条例第6条又は第7条の規定に違反するおそれのある建築物等又は土地を確認したときは、条例第12条の規定に基づき、所有者等に対し、当該建築物等又は土地について報告を求め、又は立入調査実施通知書(様式第1号)を通知の上、立入調査を実施するものとする。

2 職員は、前項に規定する報告を求め、又は立入調査を実施した場合には、その内容を「建築物等又は土地調査票」(様式第2号)(以下「調査票」という。)に明記しておかなければならない。

3 職員は、第1項に規定する報告を求め、又は立入調査を実施した結果、当該建築物等又は土地が条例第6条第1項又は第2項の規定に違反すると認められる場合には、調査票に、周辺住民及び専門家等の意見を聴取し、明記するものとする。

4 職員は、第1項に規定する報告を求め、又は立入調査を実施した結果、当該建築物等又は土地が条例第6条又は第7条の規定に違反すると認められる場合には、調査票に違反状況の資料を添付し、協議会に報告しなければならない。

(指導及び助言)

第4条 条例第8条に規定する指導又は助言は、建築物等又は土地の適正な管理又は活用の促進に関する指導・助言書(様式第3号)(以下「指導・助言書」という。)により行うものとする。

2 指導又は助言しようとするときは、市街地整備課長は、その指導・助言書、協議会の意見書その他関係書類を添えて都市整備部長に報告し、その指示を受けるものとする。

(勧告)

第 5 条 条例第 9 条に規定する勧告は、建築物等又は土地の適正な管理に関する勧告書(様式第 4 号) により行うものとする。

2 勧告を発しようとするときは、市街地整備課長は、その勧告書、協議会の意見書その他関係書類を添えて都市整備部長に報告し、その指示を受けるものとする。

(命令)

第 6 条 条例第 1 0 条に規定する命令は、建築物等又は土地の適正な管理に関する命令書(様式第 5 号)(以下「命令書」という。) により行うものとする。

2 命令を発しようとするときは、都市整備部長は、その命令書及び次条に定める弁明書並びに協議会の意見書その他関係書類を添えて市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(弁明)

第 7 条 浜松市行政手続条例(平成 8 年浜松市条例第 6 9 号。以下「行政手続条例」という。) 第 2 6 条第 1 項に規定する弁明は、弁明書(様式第 6 号) の提出によるものとする。

2 行政手続条例第 2 7 条に規定する弁明の機会の付与の通知は、弁明の機会の付与通知書(様式第 7 号) により通知するものとする。

(公表)

第 8 条 条例第 1 1 条に規定する公表をしようとするときは、都市整備部長は、その公表をしようとする内容を記載した文書、協議会の意見書その他関係書類を添えて市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(是正の完了)

第 9 条 職員は、条例第 8 条に規定する指導及び助言、条例第 9 条に規定する勧告並びに条例第 1 0 条に規定する命令に係る履行の状況を随時調査し、是正が行われているときは、その状況を記録する写真等を添えて、協議会に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条第1項関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

立入調査実施通知書

浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例第12条の規定に基づき、次のとおり建築物等又は土地の立入調査を実施するので、通知します。

記

- 立入調査の対象となる建築物等又は土地
- 立入調査の日時 年 月 日（ ） 時から
- 立入調査の趣旨及び内容

<p>周辺住民の意見 (自治会・商店会、周辺住民等) (第6条の規定に違反すると認められる場合は必ず記載。)</p>	
<p>専門家等の意見 (第6条の規定に違反すると認められる場合は必ず記載。)</p>	
<p>処理方針</p>	
<p>備考</p>	

現況写真を添付すること。

様式第3号（第4条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

建築物等又は土地の適正な管理又は活用の促進に関する指導・助言書

あなたの所有（管理）する下記の建築物等又は土地について、浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例第8条の規定に基づき、速やかに必要な措置を講ずるよう指導・助言します。

記

建築物等又は土地の所在地等	
指導・助言の理由	
必要な措置	
備考	

様式第 4 号 (第 5 条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

建築物等又は土地の適正な管理に関する勧告書

あなたの所有 (管理) する下記の建築物等又は土地について、浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例第 9 条の規定に基づき、速やかに必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

建築物等又は土地の所在地等	
勧告の理由	
必要な措置	
備考	

様

浜松市長

建築物等又は土地の適正な管理に関する命令書

あなたの所有（管理）する下記の建築物等又は土地について、浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例第10条の規定に基づき、 年 月 日までに必要な措置を講ずるよう命令します。

なお、この命令に従わないときは、浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例第11条の規定により、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、命令の対象である建築物等の名称及び所在地又は土地の地番、命令の内容及びこれに対する命令を受けた者の対応の内容を公表することがあります。

記

建築物等又は土地の所在地等	
命令の理由	
必要な措置	

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所(所在地)

氏 名(名称及び代表者)

弁 明 書

浜松市行政手続条例第26条第1項の規定により、次のとおり弁明します。

弁明の件名	
弁明の機会の付与に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての弁明	
添付する証拠書類又は証拠物	

様式第7号（第7条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

弁明の機会の付与通知書

次のとおり弁明の機会の付与を行いますので、浜松市行政手続条例第27条の規定により通知します。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容（講ずべき支障の除去等の措置の内容）	
不利益処分の根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の機会の付与の有無	
口頭による弁明の機会の付与の日時	
口頭による弁明の機会の付与の場所	

弁明すべき内容がある場合は、提出期限までに弁明書を提出して下さい。

<連絡先> 〒

浜松市役所 市街地整備課
担当：
電話：